

藤沢市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若年がん患者が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅療養に要する費用の一部を助成することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日時点で本市の住民基本台帳に記録されていること
- (2) 40歳未満のがん患者であること
- (3) 在宅における療養生活の支援及び介護が必要であること
- (4) 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと判断していること
- (5) 他の制度において、同等の助成または給付を受けることができないこと
- (6) 市税の滞納がないこと

(助成対象経費)

第3条 助成の対象とする経費（以下「助成対象経費」という。）は、第5条第1号に規定する意見書の作成及び助成対象者が在宅で療養するために必要とする次の各号のサービスを利用する費用であって、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）（以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護に相当するサービス
- (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護に相当するサービス
- (3) 法第8条第12項の福祉用具の貸与又は第13項の福祉用具の購入に相当するサービス
- (4) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所への通院の為のタクシー利用及び乗降介助サービス
- (5) その他市長が認めたもの

(助成金額)

第4条 この事業における助成金の額は、前条に掲げる助成対象経費の合計額に10分の9を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときにはこれを切り捨てるものとする。）とし、1月当たり5万4千円を限度とする。

（利用申請手続）

第5条 本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、藤沢市若年がん患者在宅療養支援事業助成金利用申請書（第1号様式）（以下「利用申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、サービスの利用開始前に市長に提出しなければならない。ただし、サービス利用開始前に申請することが困難であると市長が認めるときは、申請者は、サービス利用開始後に当該申請書を市長に提出するものとする。

- （1）藤沢市若年がん患者在宅療養支援事業助成金意見書（第2号様式）
- （2）その他市長が必要と認める書類

（医師への聴取）

第6条 市長は、必要と認める場合には、申請者について医師の意見を求めることができるものとする。

（利用の決定）

第7条 市長は、第5条の規定による利用の申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市若年がん患者在宅療養支援事業助成金利用決定（却下）通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 第1項の規定に基づき利用を決定した場合、助成対象期間の開始日はサービス利用開始日まで遡るものとする。

（変更の届出）

第8条 前条第1項の規定による本事業の利用の決定を受けた者（以下「利用決定者」という。）は、本事業の利用期間中において次の各号のいずれかに該当したときは、藤沢市若年がん患者在宅療養支援事業助成金利用変更（中止）申請書（第4号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- （1）住所変更等申請内容に変更が生じたとき
 - （2）本事業を利用する必要がなくなったとき
 - （3）第2条に定める助成対象者に該当しなくなったとき
- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査してその適否を決定し、藤沢市若年がん患者在宅療養支援事業助成金利用変更（中止）承認通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（取消又は中止）

第9条 市長は、利用決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業の利用を取消又は中止することができる。

- （1）疾病等により在宅療養の継続が困難であると認めたとき

- (2) 市長が本事業を利用することについて適当でないと認めたとき
- 2 市長は、前項の取消又は中止をしたときは、藤沢市若年がん患者在宅療養支援事業助成金利用取消（中止）通知書（第6号様式）により、利用決定者に通知するものとする。

（助成金の交付申請）

第10条 利用決定者が助成金の交付を受けようとするときは、第3条に掲げる対象サービスの利用料等を原則として月ごとにまとめて、藤沢市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付申請書（第7号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。なお、助成金の請求は複数月分をまとめて行うことができるものとする。

- (1) 対象サービスに係る領収書の写し
 - (2) 対象サービスの利用に係る明細書の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 助成金の交付申請ができる期間は、当該対象サービスを利用した日から起算して1年を経過する日までとする。

（助成金の交付決定）

第11条 市長は、前条第1項に規定する助成金交付の申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、藤沢市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付決定（不交付）通知書（第8号様式）により、利用決定者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

- 第12条 助成金の交付決定を受けた者は、速やかに藤沢市若年がん患者在宅療養支援事業助成金請求書兼振込依頼書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求があったときは、請求のあった日から起算して30日以内に助成金を交付する。

（交付決定の取消及び返還）

第13条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、藤沢市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付決定取消通知書（第10号様式）により交付決定の全部又は一部を取消、もしくは既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手続きで助成金の交付を受けたと認められるとき
- (2) 交付決定の内容又はそれに付した条件に違反したとき
- (3) その他規則及びこの要綱に違反したとき

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市若年がん患者在宅療養支援事業助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行状況について令和9年3月31日までに検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。